

徳島県賃上げ応援金プラス(拡大コース) 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業事業者の賃上げを促進するため、一定の賃金引上げに取り組む中小企業事業者が行う生産性向上に資する設備導入や人材育成等に要する経費に対し、予算の範囲内で徳島県賃上げ応援金プラス(拡大コース)(以下「応援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、徳島県補助金等交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要綱(令和4年2月1日付け厚生労働省発基02015号)第2条に該当する事業者をいう。
- 二 「生産性向上」とは、設備投資やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、事業場の生産性を向上させることをいう。
- 三 「事業場内最低賃金」とは、事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。この場合において、最低賃金法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。

(交付の目的)

第3条 応援金は、賃金の引上げを行うとともに生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに伴う負担を軽減することにより、最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条の最低賃金をいう。以下同じ。)の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付する。

(経費及び補助額等)

第4条 交付申請を行うことができる者は、徳島県内に事業場を設置している中小企業事業者で、事業場内最低賃金が1,000円以下であって、地域別最低賃金との差が51円以上あり、第一号又は第二号のいずれかに掲げる要件を満たす者(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の申請要件を満たしている中小企業事業者を除く。)とする。

- 一 当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者の事業場内最低賃金を、令和5年10月10日から令和6年2月28日までに、別表第1の申請コース区分ごとに定める第2欄の引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めているもの

- 二 当該事業場が事業場規模 50 人未満であって、当該事業場における雇入れ後 3 月を経過した労働者の事業場内最低賃金を、別途定める期間中に、別表第 1 の申請コース区分ごとに定める第 2 欄の引上げ額を満たすよう引上げを完了させるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めているもの
- 2 補助対象経費は、交付決定日の属する年度の 2 月 28 日までに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等（以下「生産性向上等に資する設備投資等」という。）を行い支出した別表第 4 に掲げる経費とする。ただし、別表第 4 の（その 2）に掲げる経費の支出については、別途定める特例事業者のうち生産量要件又は物価高騰等要件に該当する事業者が行う生産性向上等に資する設備投資等に関して、別表第 4 の（その 1）に掲げる経費の額を上回らない範囲に限り、補助対象経費とする。
- 3 補助対象経費の下限は 10 万円とし、応援金の交付の額は、補助対象経費に別表第 1 の第 3 欄に定める助成率を乗じた額又は同第 4 欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第 5 欄に定める各コースの上限額のいずれか低い額とする。ただし、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、別途定める生産性要件を満たした場合の助成率は、前項に規定する「別表第 1 の第 3 欄に定める助成率」を「別表第 2 に定める助成率」に読み替える。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、別途定める特例事業者に該当する場合であって、引上げ労働者数が別表第 3 の第 1 欄に定める要件を満たした場合の上限額は、第 3 項に規定する「同第 4 欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第 5 欄に定める各コースの上限額」を「別表第 3 の第 2 欄に定める各コースの上限額」に読み替える。
- 6 応援金は、中小企業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。
- 一 様式第 1 号による申請書の提出日の前日（第 4 条第 1 項第二号に該当する場合にあっては賃金額を引き上げた日）から起算して 3 月前の日から第 10 条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第 1 項に定める賃金額を引き上げてから 6 月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合
- ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
- イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
- ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
- エ 補助対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

- 二 政治活動及び宗教活動を目的とする団体
- 三 様式第 1 号による申請書の提出日の前日（第 4 条第 1 項第二号に該当する場合にあっては賃金額を引き上げた日）から起算して 1 年前の日から第 10 条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第 1 項に定める賃金額を引き上げてから 6 月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合
- 四 様式第 1 号による申請書及び様式第 5 号による報告書の提出日から起算して過去 3 年以内に規則第 14 条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
- 五 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第六号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
- 六 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合
- 七 様式第 1 号による申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）に定める徴収金のいずれかを継続して滞納している場合（交付決定までに納付を行った場合を除く。）
- 八 第 5 条に定める申請手続又は第 10 条に定める実績報告手続の時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること）している場合（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てをいう。））を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。）
- 九 県税に滞納がある者
- 十 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人）

（交付申請手続）

第 5 条 規則第 3 条の補助金交付申請書は、様式第 1 号によるものとし、様式第 1 号に添

付する事業実施計画書については、第4条第1項第一号に該当する場合にあっては別紙2-1を、第4条第1項第二号に該当する場合にあっては別紙2-2を添付すること。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 補助対象経費の見積書

二 第4条第4項に規定する生産性要件を満たしていることが確認できる書類（応援金の交付を受けようとする事業者が生産性要件を満たすことによる助成率の適用を希望する場合に限る。）

三 第4条第2項ただし書き又は第5項に規定する特例事業者に該当することを確認できる書類（応援金の交付を受けようとする事業者が特例事業者の適用を希望する場合に限る。）

四 別途定める期間中に、別表第1の申請コース区分ごとに定める第2欄の引上げ額を満たすよう引上げを完了させたことを確認できる書類（第4条第1項第二号に該当する場合に限る。）

五 応援金を交付する目的に必要な範囲で、知事が提出を求める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別途定める日とする。

4 中小企業事業者は、第1項の応援金の交付の申請をするに当たって、応援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を補助対象経費から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、応援金の交付又は不交付の決定を行うものとし、交付又は不交付を決定したときは、速やかに様式第2号により当該事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第4項により応援金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を補助対象経費から減額した額で算定の上、交付決定を行うものとする。

3 前条第4項のただし書きの規定による交付の申請がなされた場合、当該応援金の交付決定後であって、実績報告までの間に消費税等の申告により当該応援金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額。）を補助対象経費から減額して変更交付申請を行わなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、前条の通知を受けた日から15

日以内に、知事に対して書面により行わなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争入札に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができる。

(応援金の交付の条件)

第9条 応援金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、事業計画変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、交付決定を受けた応援金の額の増減額を伴わない変更で、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更

イ 補助対象経費の各項目間における20パーセント以内の増減

二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業計画変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の規定による補助事業の内容又は経費の配分の変更等の手続きについては、第6条第1項の規定を準用する。この場合において、同条同項中「様式第2号」とあるのは、「様式第4号」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月8日のいずれか早い日までに様式第5号による事業実績報告書に応援金精算書及び第4条の要件を満たしたことを証明する書面（以下「報告書等」という。）を添付して知事に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、応援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知する。

(応援金の請求及び交付)

第12条 規則第12条の通知を受けた補助事業者は、請求書（様式第7号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う応援金の返還)

第 13 条 補助事業者は、額の確定後に、申告により仕入控除税額が確定した場合は、応援金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 8 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、補助事業者が規則第 14 条及び次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 この要綱の規定又は交付決定内容に違反したとき

二 偽りその他不正の手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に事業実績報告書兼請求書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。）により応援金の支給を受けたとき

三 第 2 条又は第 4 条の要件を満たさないことが判明した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する応援金が交付されているときは、期限を付して当該応援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、応援金交付の目的を超えない範囲で、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 17 条第 1 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

2 規則第 17 条第 2 号及び第 3 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

一 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具

二 その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

(帳簿の備付等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

2 前条第 2 項に規定する財産がある場合は、その財産の処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、規則第 17 条による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(立入検査)

第 18 条 知事は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に報告させ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(その他必要な事項)

第 19 条 この要綱に定めるほか、応援金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

(別表第1)

申請コース 区分	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
	対象事業場	引上げ額	助成率	引上げ 労働者数	上限額	
30円コース	事業場内 最低賃金が 1000円以下 で、地域別 最低賃金と の差額が 51円以上	30円以上	【事業場内 最低賃金 900円以上 950円未満】 4 / 5	1人	30万円 (60万円)	
				2～3人	50万円 (90万円)	
				4～6人	70万円 (100万円)	
				7人以上	100万円 (120万円)	
45円コース		45円以上		【事業場内 最低賃金 950円以上】 3 / 4	1人	45万円 (80万円)
					2～3人	70万円 (110万円)
					4～6人	100万円 (140万円)
					7人以上	150万円 (160万円)
60円コース		60円以上		1人	60万円 (110万円)	
				2～3人	90万円 (160万円)	
				4～6人	150万円 (190万円)	
				7人以上	230万円	
90円コース	90円以上		1人	90万円 (170万円)		
			2～3人	150万円 (240万円)		
			4～6人	270万円 (290万円)		
			7人以上	450万円		

※ 第5欄の（ ）内の上限額は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象

(別表第2)

生産性要件を満たした場合の助成率
事業場内最低賃金950円未満の事業場にあつては9/10 事業場内最低賃金950円以上の事業場にあつては4/5

(別表第3)

特例事業者該当する場合の上限額		
申請コース区分	第1欄	第2欄
	引上げ労働者数	上限額
30円コース	10人以上	120万円 (130万円)
45円コース		180万円
60円コース		300万円
90円コース		600万円

※ 第2欄の()内の上限額は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象

(別表第4)

(その1)

生産性向上等に資する設備投資等の経費区分
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、 機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、 経営コンサルティング経費、委託費

(その2)

関連する経費の区分
広告宣伝費、改築費、備品等購入費、通信費

(※ 関連する経費とは、生産性向上等に資する設備投資等のほか、様式第1号別紙2の事業実施計画全体として生産性向上が認められる場合に、生産性向上等に資する設備投資等を行う取組に関連する費用として、事業実施計画において計上された経費をいう。)